

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月31日（令和3年（行個）諮問第128号）

答申日：令和4年12月19日（令和4年度（行個）答申第5160号）

事件名：本人の離職に係る特定事業所と特定公共職業安定所とのやり取りに関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「今まで失業給付申請の仮手続きすらできなかった経緯、また、離職票発行が今まで遅くなっている経緯の情報一式、具体的には特定事業所Aと特定公共職業安定所Bと請求者と、三者の間にあったやり取りの情報一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月18日付け愛労発安0318第16号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。）。

離職票発行が遅くなっている経緯を知りたく情報公開請求をしました。

特定ハローワークからの説明では当該事業所の責任者である特定長が私の在籍期間についてあいまいな返答をしており、私の主張する在籍期間と食い違うのといった理由で失業給付の仮申請すらできない期間がおよそ特定数月ありました。それに対する原因を明らかにしたいので、当時特定長からハローワークに対して報告があった内容開示について審査請求をいたします。

特定ハローワークの所長からは以下の説明があったため情報公開請求をしましたが、肝心の特定長からの説明についてはすべて黒塗りになってお

りとても残念です。

① 令和2年特定月日まで働いていたのに、特定長からは特定月末で退職していると特定ハローワークに報告をした。

② 特定長から事務所の鍵を返却するよう要求され、二度と連絡してくるなどと言った発言があり、ハローワークを通じて離職票の発行を求めているにもかかわらず、まだ在籍中なので離職票は出せないと特定ハローワークに報告をした。

③ ①，②のように在籍期間についてちぐはぐな返答をしていることはすべて記録にとってあるので情報公開制度を利用してほしい。

①，②については職業安定法49条，雇用保険法7条に抵触している部分があります。

特定長の不法行為について明らかにしたいため黒塗り部分の開示をお願いします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年2月16日付け（同月18日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年5月31日付け（同年6月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分で不開示とした部分のうち、一部の情報について新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当せず、また、同条3号イ及び7号柱書きに該当することから原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「今まで失業給付申請の仮手続きすらできなかった経緯、また、離職票発行が今まで遅くなっている経緯の情報一式、具体的には特定事業所Aと特定公共職業安定所Bと請求者と、三者の間にあったやり取りの情報一式」である。

##### (2) 不開示情報該当性について

###### ア 法14条2号本文該当性

対象文書の不開示部分には、特定事業所の職員の氏名等の情報があり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報については、法14条2号本

文に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

対象文書の不開示部分には、法人の情報があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、法14条3号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

対象文書の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した確認請求に係る離職票の発行の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が確認請求に係る離職票の発行に関する率直な主張を行いにくくなることにより、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所から事業所に対する適切な指導が困難となるなど、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、離職者に対しても不利益が生じるおそれがある。このため、当該情報については、法14条7号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表に掲げる対象文書2から4の「新たに開示する部分」の箇所については、法14条各号で定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求の理由として、「離職票発行が遅くなっている経緯を知りたく情報公開請求をしました。特定公共職業安定所からの説明では当該事業所の責任者である特定長が私の在籍期間についてあいまいな返答をしており、私の主張する在籍期間と食い違うのといった理由で失業給付の仮申請すらできない期間がおよそ特定数月ありました。それに対する原因を明らかにしたいので、当時特定長からハローワークに対して報告があった内容開示について審査請求をいたします。」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示することとするが、その余の部分に

については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審議
- ④ 同年10月6日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年12月1日 委員の交代に伴う所要の手の実施、本件対象保有個人情報を見分及び審議
- ⑥ 同月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番20は、特定公共職業安定所から特定事業所に対して発出した「職員の訪問について」の連絡文書であり、諮問庁が開示することとしている情報から、当該部分が記載されていることが明らかとなり、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

このため、当該部分は、公共職業安定所における雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 通番21は、特定公共職業安定所が作成した台帳に記載された特定事業所の労働保険番号である。特定事業所の名称は原処分において開示されていることから、当該部分を開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、公共職業安定所における雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号及び3号イ該当性

通番16及び通番19は、特定事業所から特定公共職業安定所に提出された審査請求人以外の複数の職員の賃金台帳及び出勤簿である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条2号及び3号イに該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人に係る記載とは明確に区分されて表記されており、審査請求人以外の各個人を本人とする保有個人情報であると認められる。

このため、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番4、通番8、通番12、通番14及び通番15は、特定公共職業安定所の担当官が作成した、特定事業所に係る確認請求に関する経過書であり、審査請求人以外の関係者の職氏名等、審査請求人の離職票の発行に係る特定事業所側の主張又は説明をめぐるやり取り及び参考情報が記載されている。

これを開示すると、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなることなどにより、労働者の離職時の状況に係る事業者からの情報の収集が阻害され、公共職業安定所が行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番21は、特定公共職業安定所が作成した台帳である。

(ア) 当該台帳には、特定公共職業安定所の担当者IDが記載されており、これを開示すると、外部からのシステムの不正利用を容易にし、公共職業安定所における雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該台帳には、特定事業所の情報が記載されており、これらは一般に公にしていない特定事業所の内部情報であると認められる。

これを開示すると、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱

書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 通番1, 通番5ないし通番7, 通番9ないし通番11及び通番13

通番1は、「雇用保険被保険者確認請求について」の文書の余白に記載されたメモ書き, 通番5ないし通番7, 通番9ないし通番11及び通番13は, 特定公共職業安定所の担当官が作成した, 特定事業所に係る確認請求に関する経過書であり, 審査請求人の離職票の発行に係る特定事業所側の主張又は説明をめぐるやり取り及び参考情報が記載されている。

したがって, 当該部分は, 上記イと同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2及び通番3

当該部分は, 審査請求人の「被保険者総合照会(得喪単位)」及び「被保険者台帳全記録照会」に記載された特定公共職業安定所の担当者IDである。

したがって, 当該部分は, 上記ウ(ア)と同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番17及び通番18

当該部分は, 特定事業所から特定公共職業安定所に提出された審査請求人の出勤簿であり, 特定事業場の補足説明が記載されている。

したがって, 当該部分は, 上記イと同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番20

当該部分は, 特定公共職業安定所から特定事業所に対して発出した「職員の訪問について」の連絡文書であり, 当該訪問の実施に係る具体的かつ詳細な内容が記載されている。

これを開示すると, 公共職業安定所が行う雇用保険法の施行のための調査手法・内容が明らかとなり, 公共職業安定所における雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は, その他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象保有個人情報につき, その一部を法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については,

諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，通番16及び通番19は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから，不開示としたことは結論において妥当であり，通番16及び通番19並びに別表の3欄に掲げる部分を除く部分は，同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名, 頁及び区分			2 原処分における不開示部分				3 2 欄の不開示を維持する部分のうち開示すべき部分	
			該当箇所		法 1 4 条各号該当性	通番		
		原処分における不開示部分	新たに開示する部分	不開示を維持する部分				
文書 1	雇用保険被保険者確認請求について	1	① 不開示部分	—	不開示部分	7 号柱書き	1	—
		5 な い し 7	② 不開示部分	—	不開示部分	7 号柱書き	2	—
		9	③ 不開示部分	—	不開示部分	7 号柱書き	3	—
文書 2	確認請求に関する経過書	1	① 不開示部分	3 行 目 な い し 4 行 目 2 6 文 字 目 , 7 行 目 な い し 8 行 目 8 文 字 目 , 8 行 目 1 2 文 字 目 な い し 2 3 文 字 目 , 1 1 行 目 1 文 字 目 な い し 2 9 文 字 目 , 2 3 行 目 な い し 2 4 行 目 9 文 字 目 , 3 1 行 目 1 5 文 字 目 な い し 3 2 行 目 3 8 文 字 目	左 欄 を 除 く 不 開 示 部 分	2 号 , 7 号 柱 書 き	4	—
		2	② 不開示部分	1 行 目 1 9 文 字 目 な い し 4 行 目 5 文	左 欄 を 除 く 不 開 示 部 分	7 号 柱 書 き	5	—



				字目, 1 0行目な いし11 行目9文 字目, 2 2行目な いし23 行目				
3	③	不開示 部分	8行目な いし9行 目35文 字目, 2 0行目な いし27 行目, 3 2行目	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	6	—	
4	④	不開示 部分	4行目	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	7	—	
5	⑤	不開示 部分	5行目な いし6行 目9文字 目	左欄を 除く不 開示部 分	2号, 7号柱 書き	8	—	
6	⑥	不開示 部分	10行目 ないし1 1行目7 文字目, 18行目 1文字目 ないし3 3文字 目, 20 行目34 文字目な いし25 行目2文 字目	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	9	—	
7	⑦	不開示 部分	10行目	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	10	—	
8	⑧	不開示 部分	28行目 ないし3	左欄を 除く不	7号柱 書き	11	—	

				0 行目 3 2 文字 目, 3 4 行目	開示部 分			
9	⑨	不開示 部分	1 行目 な いし 4 行 目 1 0 文 字目, 4 行目 3 1 文字目 3 4 文字 目, 1 2 行目, 1 3 行目 6 文字目 な いし 1 4 行目, 2 2 行目	左欄を 除く不 開示部 分	2 号, 7 号柱 書き	1 2	—	
1 1	⑩	不開示 部分	1 8 行目 ないし 2 4 行目 2 0 文字 目, 2 5 行目 2 3 文字目 な いし 3 4 行目	左欄を 除く不 開示部 分	7 号柱 書き	1 3	—	
1 2	⑪	不開示 部分	1 行目 な いし 1 3 行目, 2 7 行目, 2 8 行目 3 1 文字 目ないし 3 8 文字 目, 3 2 行目	左欄を 除く不 開示部 分	2 号, 7 号柱 書き	1 4	—	
1 3	⑫	不開示 部分	2 1 行 目, 2 2 行目 8 文 字目ない し 1 5 文 字目, 2 8 行目 1	左欄を 除く不 開示部 分	2 号, 7 号柱 書き	1 5	—	

				7文字目 ないし2 5文字目				
文書 3	事業主から 提出のあつ た賃金台帳 及び出勤簿	1	①	全部不 開示	全部開示	—	—	—
		2	②	全部不 開示	—	全部不 開示	2号, 3号イ	16 保有個人情 報非該当
		3	③	全部不 開示	全部開示	—	—	—
		4ないし 5	④	全部不 開示	メモ書き 以外全部	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	17 —
		6	⑤	全部不 開示	全部開示	—	—	—
		7ないし 8	⑥	全部不 開示	メモ書き 以外全部	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	18 —
		9	⑦	全部不 開示	全部開示	—	—	—
		10ない し2 8	⑧	全部不 開示	—	全部不 開示	2号, 3号イ	19 保有個人情 報非該当
文書 4	職員の訪問 について	1	①	全部不 開示	決裁欄及 び受理 印, 1行 目ないし 9行目, 20行目 ないし2 3行目	左欄を 除く不 開示部 分	7号柱 書き	20 10行目な いし14行 目
		2	②	全部不 開示	帳票名, 1欄ない し9欄, 13欄, 15欄な いし17 欄, 19 欄, 21 欄ないし 24欄	左欄を 除く不 開示部 分	3号 イ, 7 号柱書 き	21 14欄
		6	③	全部不 開示	全部開示	—	—	—

			開示					
--	--	--	----	--	--	--	--	--

(当審査会注)

文書1の2頁ないし4頁，8頁及び10頁ないし11頁，文書2の10頁及び14頁，文書4の3頁ないし5頁については，全部開示されているため，記載を省略した。